

第 53 号議案

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例(平成 30 年愛南町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「起算して 5 年以内」を「令和 5 年 3 月 31 日まで」に改め、同条第 2 項中「課税免除をした」を「固定資産税を課すべきこととなる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 9 月 10 日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正等に伴う改正

愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例
新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>第1条、第2条 略 (課税免除)</p> <p>第3条 町長は、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日(平成29年9月29日。以下「同意日」という。)から<u>起算して5年以内</u>に、承認地域経済牽引事業を行う者が承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した場合においては、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「家屋等」という。)に対して課する固定資産税の課税を免除すること(以下単に「課税免除」という。)ができる。</p> <p>2 課税免除の期間は、<u>課税免除をした</u>最初の年度から3か年度とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条、第2条 略 (課税免除)</p> <p>第3条 町長は、法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日(平成29年9月29日。以下「同意日」という。)から<u>令和5年3月31日まで</u>に、承認地域経済牽引事業を行う者が承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した場合においては、対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)(以下「家屋等」という。)に対して課する固定資産税の課税を免除すること(以下単に「課税免除」という。)ができる。</p> <p>2 課税免除の期間は、<u>固定資産税を課すべきこととなる</u>最初の年度から3か年度とする。</p> <p>以下 略</p>